

かかりつけ病院記載用（医師会が発行する様式でも構いません）

治癒証明書

さんびあ保育園 園長様

園児氏名

病名「

」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 月 日から登園可能と認めます。

20 年 月 日

医療機関

医師名

㊟又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行は出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう保育園がよくかかる下記の感染症につきまして治癒証明書（診断書）の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

★医師が記入した治癒証明書が必要な感染症

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園の日安 |
|----------------------|---|---|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| 風しん | 発しん出現の数日前から後5日くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現2日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症2日前から耳下腺腫脹後5日 | 耳下腺の腫脹が消失してから |
| 結核 | | 感染の恐れがなくなってから |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血、咽頭発赤など症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、眼脂など症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を使用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う） |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157 など） | | 症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の排便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症2～3日前から感染力は強まり、発症直後に最大になり、7日程度で感染性は低下してくる | 少なくとも発症日から10日間経過、かつ症状軽快後72時間経ってから。症状がない場合は検査をした日から10日間立ってから |